

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

旅券法の一部改正（令和4年4月27日公布）により一般旅券の査証欄の増補が廃止されたことを受け、使用料及び手数料条例を一部改正（令和4年12月27日公布）し、一般旅券の査証欄増補手数料を廃止することに伴い、当該手数料を千葉県収入証紙により納入することを定めている使用料及び手数料条例施行規則の規定を廃止する。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和5年3月27日